

# 羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成30年4月号 vol.42



開業してから4回目の確定申告の繁忙期が終わりました。この繁忙期が終わった時期に楽しみにしているのが、年に1回福岡にやってくる”全国陶磁器フェア”。毎年、一つずつお気に入りの酒器を買い集めています。今年は、黒地に花火の絵柄の美しい酒器を手に入れることができました。まだまだ忙しい時期は続きますが、たまに早く家に帰り、今晚はどの酒器にしようかと迷うのもちょっとした心の贅沢になっています。



## ”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

相続税や贈与税の申告漏れが多いものの一つに生命保険関係のものがあります。保険金が支払われていれば通常は気づくはずですが、そうではないケース。税務署側も把握しづらいという状況にありましたが、今年1月からの改正により、税務署で容易に把握できるようになりました。

### ”今年1月から保険の契約者変更の情報を税務署が把握できるようになりました”

生命保険関係で相続税や贈与税の対象になるにもかかわらず、見落としてしまうものに次のようなケースがあります。

- 保険事故が発生していない保険契約に係る相続税の申告漏れ  
契約者:父、被保険者:母、受取人:父といったケース。父が亡くなった場合、被保険者が母なので保険金は支払われません。  
→契約者:子、被保険者:母、受取人:子へ変更すると、相続時の解約返戻金相当額が相続財産になります。
  - 保険が満期を迎え一時金の支払いがあった場合の贈与税の申告漏れ  
契約者:父、被保険者:母、受取人:子といったケース。  
→契約者を子に変更し、その後に一時金の支払いがあった場合。  
契約変更前に父が負担していた保険料に対応する部分は、父から子への贈与となります。
- 上のような契約者変更の情報が、生命保険会社から税務署へ報告されるようになりました。意図的ではないにせよ、相続税や贈与税の申告漏れには注意が必要です。

### 「今月の本の紹介」

「人生の困難を突破する力」  
(小野寺 佑太 著・幻冬舎)

本書は、あまりに苛酷過ぎる人生の困難を乗り越え、成功をつかんだ男の壮絶なドラマを描いたノンフィクションです。大小様々な困難が待ち受けている人生。そのとき、自分の弱さに目を背けてしまうことなく、一つ一つ立ち向かっていくことが、強い心を作っていくのだと思います。苦しいときこそ、原点に戻ってみること、心を無にしてみることで、人の愛情を素直に受け入れてみることで、...そんなことが大事なんだろうなと感じました。

### 「気まぐれ簡単レシピ」

<春キャベツ>  
シンプルに春を味わえる一品です！

- ・手羽先 6本 →骨に沿って切り込みを一本入れる
  - ・春キャベツ 200g
  - ・水 400CC、酒 大1 (A)
- ①鍋に(A)とトリを入れる。
  - ②沸騰したらアクをとり、蓋をして中弱火で15分煮る。
  - ③塩 小1/2とキャベツを入れ、蓋をして10分煮る。
  - ③マスタードを付けていただきます。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296 E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp  
FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所